

イギリス革命とロンドン

浜 林 正 夫

I

イギリス革命のなかでロンドン市が果たした役割の大きさについては、すでに同時代の観察者によって指摘されたところであり、研究史のうえでも周知のこととなっている。たとえばクラレンドンによれば、ロンドンは「王国のあらゆる不穏な空気の巢くつ⁽¹⁾」であるといわれ、トマス・ホッブズも「ロンドンは……大きな胃袋をもっているが……善悪の見分けがつかず」、「長い危険な叛乱というものは大ていこういう肥大化した都市が……これをかもしだすもの⁽²⁾だ」とのべている。他方ロンドンは、革命の発端をなしただけでなく、革命の終息にも大きな役割をはたしたのであって、ここからマコーリの逆説的な表現、「シティの反抗がなければチャールズ一世はうちまかされることはなかったであろうし、またシティの援助がなければ、チャールズ二世はおそらく復位しえなかったであろうといっても過言ではない⁽³⁾」といういい方が生まれるのである。しかしこういう数多くの指摘にもかかわらず、革命期におけるロンドンの動向は、なお十分に解明されているとはいえない。この問題を真正面からとりあげたのは、おそらくチャールズ・ファースの「内戦期のロンドン」という論文が最初のものであろうが、この論文は一般

(1) Earl of Clarendon: *The History of the Rebellion and Civil Wars in England, 1702~4*, W. D. Macray's edition, Oxford, 1888, vol. I, p. 264.

(2) T. Hobbes: *Behemoth, or an epitome of the Civil War of England, 1679*, in *Moral and political Works*, ed. by Dr. Blackborne, 3 vols, London, 1750, vol. III, p. 538, p. 549.

(3) Lord Macaulay: *History of England*, ch. III, Popular Edition in 2 vols., London, 1899, vol. I, p. 174.

的な概観に終わり、ただ結論として、「プロテクター制は中流階級と商工業者、製造業者一般の支持をうけ、ロンドンのカンパニの富裕な商人たちはますますそれに反感をしめした。他方、徒弟層は、かつては議会のもっとも強力な支持者であったが、いまや大ていは国王派にまわった⁽¹⁾」ということをし、示唆的にのべるにとどまったにすぎない。それ以後のイギリス革命史研究のなかでも、少なくともロンドンと革命との政治的な関係にかんしては、あの S. R. ガードナーの業績をこえるものはないといってよいであろう。ただ経済史的研究のなかでは、マーガレット・ジェームズが「ピュウリタン革命期の社会問題と政策」(1930年)のなかで、部分的にはあるがロンドン市政の問題を分析し、またモーリス・アシュリの「クロムウェルのプロテクター制下の財政商業政策」(1934年)も、その主題にかかわるかぎり、ロンドン市の動向を分析した。

他方、かならずしも革命史、ないし革命とロンドンとの関係、という問題意識に支えられているわけではないが、財政・金融史の立場からこの時期をとりあげた研究も、R. D. リチャーズの「初期イギリス銀行史」(1929年)をはじめとしていくつかあらわれており、革命との関連をとりあげたものとしては、W. A. スクロッグスの「長期議会下のイギリス財政」(*Quarterly Journal of Economics*, 1907) や、未刊のものであるが、W. P. ハーパーのロンドン大学学位論文「1640年から1660年の公金融、とくに1640年から1650年のあいだのロンドン市の政府金融について」(1927年)などのすぐれた分析があらわれている。しかし総じていえることは、これらの諸研究においては、ロンドン市の内部にたちいった分析が欠けているということであって、そのために、革命とロンドンとの関係も、政治史であれ、経済、財政・金融

(1) C. Firth: London during the Civil War, *History*, XI, 1926, p.32. なおフアースのこの論文より先に、E. Andler: *Die Beteiligung der Stadt London am Streit zwischen Karl I und dem Langen Parliament...1640~1644*, Ravensburg, 1906 という書物があるようであるが、わたくしはこれを見るができなかった。

史であれ、ロンドン市それ自体のあつかいが表面的に流れるという欠陥をもっているといわなければならない。この欠陥を克服しようとする野心的な労作は、ごく最近公刊された V. パールの「ロンドンとピューリタン革命の勃発」（1961年）であって、これはその副題がしめすとおり、ロンドン市政と革命の動向とを関連づけようとしたものであり、そのあつかっている時期が、1643年までという革命初期にかぎられているとはいえ、ロンドン市の分析のうえでも、イギリス革命史研究のうえでも、新しい方向を開拓したものとして注目に値いすると思われる。こういう形での分析によって始めて、革命史研究はその厚みと深さを加えるといつてよいであろう。

本稿でのわたくしの課題は、パールの労作にしめされた方向をもう少しあとの時期まで引きのばし、ロンドン市政の動きと革命政府の動向との関係を、金融問題を中心として分析することにある。それは言葉をかえていえば、マコーリの逆説的な表現を、ロンドン市の内部にたちいって解明することにある、といつてもよいであろう。

II

パールの著書の主要な功績は、かれ自身も序文のなかで問題として提起しているように、革命のなかでのロンドン市の動きを、これまでの諸研究のように劃一的にとらえず、ロンドン市の内部抗争をあきらかにした点にある。ロンドンが中世以来、イングランドの諸都市のなかで、ずばぬけて大きな人口をもつ巨大都市であったことは、周知のとおりであるが、16世紀以降、その発展はとくにめざましく、17世紀のはじめには人口約22万、さらに17世紀の中ごろになると人口は35万人に達したといわれる⁽¹⁾。1598年に初版をだし、1603年に改訂版をだしたジョン・ストウの「ロンドン概観」のなかでは、たとえばロンドン北東部の発展について次のようにのべられている。「このホ

(1) Cf. W. K. Jordan: *The Charities of London, 1480~1660*, New York & London, 1960, p. 16.

ッグ通りは、ビショップスゲートの外を聖メアリ修道院の方へ北にのび、この40年ぐらいのあいだ、両側に美しいエルムの並木があり……市民たちが散歩をしたり、狩猟その他のたのしみ……のための大へん好適な場所であった。ここはこの数年間にずっと家がならび、別荘や小さな農家がつづき、両側の野原は、西の方のハウズディッチから、ホワイトチャペル、さらにその東にいたるまで、畑や張布場 (tenter yards) や遊戯場などになってしまった。⁽¹⁾」このストウの叙述がしめしているように、修道院解散以後、ロンドン市の郊外は、旧市内のギルド支配をまぬかれるために、手工業者、職人層の移住がしきりにおこなわれ、いわばロンドン内部での“urban exodus”がくりひろげられたのである。市の東部には、1614年に建設された東インド会社の新しいドックをはじめ、造船、海運関係の人々が密集し、テムズ河以南のサウスワーク、ラムベス方面にはとくに皮革、フェルト製造業があつまり、北方のステップニィ、イスリントン方面には精糖業、北東部には明ばん、染色工業、クリプルゲイト北部には織布、印刷、製紙業、アイルワースには銅、真鍮工業などというように、多くの産業がそれぞれ郊外にその中心地をもつようになった。⁽²⁾トマス・マンもまた、絹製糸業が、ロンドンおよびその郊外において、この35年間に雇傭労働者数 300名から 14,000名へ増大した、と報告している。⁽³⁾このようなロンドン市郊外における産業の発達が、経済的にも政治的にも、ロンドン市内部に対立関係をうみだしたであろうことは、想像に難くないところである。たとえばロンドン市政との関連においてみると、ロンドン市政の中心部である市参事会 (court of common council)

(1) J. Stow: *A Survey of London*, ed. by C. L. Kingsford, Oxford, 1908, vol. I, p. 127.

(2) Cf. V. Pearl: *London and the outbreak of Puritan Revolution, City government and national politics 1625~1643*, Oxford, 1961, pp. 12, 15~16.

(3) T. Mun: *Englands Treasure by Forraign Trade*, London, 1664, p. 12, in J. R. McCulloch ed., *Early English Tracts on Commerce*, Cambridge, 1856, rep. 1952, p. 132. 周知のようにマンがこの書物を書いたのは、1620年代の末ごろであった。

は26の行政区 (ward) から選出される約200名の代表者で構成されていたが、14世紀以来、行政区の新設は1550年に一つあっただけで、大多数の行政区は古い城壁のなかの旧市内にあり⁽¹⁾、したがって城壁外の地域や、さらにその外に新しく発展しつつあった地域は、市参事会員を選出する権利を与えられていなかったのである。また市長その他の役職者が12の大ギルドの有力者に独占されていたことも周知のとおりであり⁽²⁾、その面でも、郊外の人々は完全に市政からしめだされていた。しかもかれらは、ジェームズ一世からロンドン市へ与えられた新しい特許状によって、ロンドン市当局の「支配、統治、司法、監督、捜査、懲罰、刑罰、命令、逮捕」の権限下におかれたのであって⁽³⁾、市政下でありながら市政に参加しえないという状態におかれていた。こうしてロンドン市郊外は、ロンドン市政のもとで、たえず騒乱の源となったのであり、そしてイギリス革命の、ロンドン市における原動力もまたここにひそんでいたのである。それは、パールの表現によれば、「イギリス革命のサン・キュロット」⁽⁴⁾を生み出したのであり、またルーシ・ハッチンソンのべたのように、「すべての州は多かれ少なかれ州内に内戦をもっていた」⁽⁵⁾とすれば、ロンドンもまたみずからのうちに「内戦」をもっていたといえるであろう。

以上のようなロンドンの内部対立を念頭におきながら、しばらく革命の政

(1) Cf. J. Stow: *op. cit.*, vol. I, pp. 119~120. 26の行政区のうち、完全に城壁内にあるものは20、城壁の内外にまたがるものは3、城壁外にあるものは3、である。

(2) J. Stow: *op. cit.*, vol. II, pp. 149~186にあるロンドン市長ほか役職者のリストをみると、市長は、1189年の初代市長いらい、12の大ギルドに独占されており、所属ギルドが明記されている1347年以後、1602年までの261人の市長のうちわけは次のとおりである。Mercer 62, Grocer 46, Draper 42, Fishmonger 27, Goldsmith 20, Skinner 16, Haberdasher 12, Merchant Taylor 7, Clothworker 7, Ironmonger 7, Salter 7, Vintner 5, 不明3 (うち1名は Skinner or Draper と記されている)。

(3) V. Pearl: *op. cit.*, p. 32.

(4) *Ibid.*, p. 39.

(5) L. Hutchinson: *Life of Colonel Hutchinson*, Everyman's Library, p. 92.

治過程とロンドンとの関係をたどってみよう。すでにシャープによって指摘され、パールによってあらためて強調されたのは、1641年末から1642年はじめにかけての諸事件、とくに1641年12月21日の市参事会員の選挙の重要性である。ほぼこのころまでのロndonは、少なくとも表面的には国王支持の態度をとりつづけていた。たとえば1604年のあの「自由貿易法案」にかんしても、ロンドン代表の委員はこれに反対しており⁽¹⁾、また長期議会初期の反独占請願も、市長や理事者のあいだで、握りつぶされたものが多かったようである⁽²⁾。もちろん、船舶税その他の国王の財政要求には、ロンドンからもつよい抵抗がしめされており、市参事会のなかには反国王派が生まれて、長期議会の議員にも、ロンドンからは4名全員議会派が選出されるという結果をしめたが⁽³⁾、しかし国王は市当局へ圧力をかけつづけ、41年9月の市長選挙においても、国王派のリチャード・ガーニー (Richard Gurney) を当選せしめることに成功していた。41年11月、ロンドン市長と理事者らは国王にあらためて忠誠を誓い、2万ポンドを献金したが、国王はこれに答える演説のなかで、「最近の騒乱はすべて、下層階級の人々からおこっただけであり、市の上層の主要な部分の人々の愛情は、つねにわたくし個人およびわたくしの統治に忠実であり、好意的であった⁽⁴⁾」とのべ、ロンドン市当局の忠誠を讃えた。ロンドン市上層部は、この段階でむしろ議会に反対する態度をとり、た

(1) Cf. R. R. Sharpe: *London and the Kingdom*, London, 1894, vol. II, p. 11.

(2) Cf. V. Pearl: *op. cit.*, pp. 116~117. 1640~41年に独占反対その他の請願を議会へ提出したのは、12の大ギルドのうち、わずか3であり、Skinners' Companyの請願などは、市の委員会へは提出されたが、ついに議会へは提出されなかったという。

(3) この4名は Issac Pennington, Matthew Craddock, Samuel Vassall, Thomas Soames である。ペニントン(ペンントン)は水産商、クラドックは皮革商、ヴァッサルは織物商、ソームスは食品商で、いずれもロンドンの大商人であった。このうちクラドックは1641年5月死亡したので、ジョン・ヴェンがこれに代ったが、ヴェンもまた議会派であった。 Cf. V. Pearl: *op. cit.*, pp. 176~193, M. F. Keeler: *The Long Parliament, 1640~1641*, Philadelphia, 1954, pp. 144~145, 302, 345~346, 371, 372.

(4) S. R. Gardiner: *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution, 1625~1660*, Oxford, 1889, p. 201.

たとえば41年10月の議会への請願で、ロンドン市は、議会および国王への貸付金の返済を要求し、この貸付金のため、「交易が衰微し、……この弊害はロンドン市にとっては、塩や石けんや皮革の独占や、あるいは船舶税より、重大だ⁽¹⁾」とのべ、長期議会の国王攻撃を暗黙裡に非難した。もちろん下院はこの請願を無視し、逆に、船舶税の徴収や宗教的弾圧や独占や関税請負などで絶対王政に協力したロンドンの有力者たちを委員会へ喚問し、これを処罰する⁽²⁾という態度をとった。

市上層部のこのような国王支持の態度に対して、中下層市民のあいだでは国王と国教会に反対し、長期議会の改革を支持する動きがつよまりつつあったが、41年11月から12月はじめにかけて、主教制反対の請願やデモがくりかえされ、ロンドン市政自体が解体の危機にさらされるという情勢が生まれる⁽³⁾にいたった。こういう情勢を背景として、1641年12月21日の市参事会選挙がおこなわれたのである。この選挙の結果について、シャープは、「選挙の結果は大体においてピュウリタン派に有利であった。新しい市参事会は下院と同じように、『ピム国王』とその政策を支持し、他方、もっと貴族主義的な理事会 (Court of Aldermen) はチャールズおよび上院を支持した。うたがいもなく、新参事会はロンドン市民をより忠実に代表し、その要求をよりよく表明しえた⁽⁴⁾」とのべ、この見解は、M・レンによって批判されたけれども⁽⁵⁾

(1) *The Journal of Simonds D'Ewes*, ed. by W. H. Coates, New Haven, 1942, p. 43.

(2) Cf. V. Pearl: *op. cit.*, pp. 118~119.

(3) ガードナーやシャープは、この主教制反対をロンドン市当局の公の意志表示とみ (Cf. S. R. Gardiner: *History of England, 1603~1642*, London, 1884, vol. X, p. 71, R. R. Sharpe: *op. cit.*, vol. II, p. 147), ガードナーはこれを「たたかいの転機」とさえよんだのであるが、パールはこれを批判し、これは市民の運動であって、ロンドン市内部の対立をもあらわすものとしている。Cf. V. Pearl: *op. cit.*, p. 2.

(4) R. R. Sharpe: *op. cit.*, vol. II, p. 152.

(5) Cf. M. Wren: *The Disputed Election in London in 1641*, *Eng. H. R.*, vol. LXIV, 1949. レンの結論は、市参事会はこの選挙前から議会支持であり、この選挙を利用して国王派がまき返しをはかったが失敗に終わった、ということである。

パールはこれを反批判し、この選挙が「ロンドンの政治情勢を変革した⁽¹⁾」ことを、あらためて強調している。この選挙による参事会のメンバーの交替を、その細部にわたって分析することはできないけれども、パールによれば、ここではそれ以前の教区の役職にさえついたことのない人々までが市参事会に選出されており、「1642年のロンドンの政治的、社会的変革の先駆をなした⁽²⁾」という評価を与えられているのである。事実、この市参事会の選挙につづいて、42年8月、国王派の市長ガーニーが議会によって告発され、これに代ってピューリタンのペニントン (Pennington) が市長にえられ、その年の末までに国王派の有力者——William Acton, George Whitmore, John Cordell, Henry Garway, Paul Pindar, Thomas Knyvett ら——は、いろいろな名目で逮捕投獄され⁽³⁾、国王派的色彩のつよかった理事会もその約半数が議会派へいれかわった。ここではじめて、ロンドン市は、市として公に革命支持の立場にたつこととなるのである。

それではロンドンのこの「市政の変革」は、革命の経過にどのような影響を与えたのであろうか。ロンドンの議会支持は、集会やデモや民兵隊への参加や、さまざまな形であらわれたが、ここではもっぱら焦点を政府金融に限定して考察してみよう。

絶対王政のもとでロンドン市が政府金融を担当していたことは周知のとおりであるが、ジェームズ、チャールズのもとで政府財政がますます困窮するにつれ、ロンドンへの金融要求はいっそうひんぱんになり、また強制的になっていった。これに対してロンドン市の方でも、国王の要求をたんに財政上

(1) V. Pearl: *op. cit.*, p. 132. なおこの選挙についてクラレンドンも次のようにのべている。「市参事会員の選挙で……思慮ぶかい上層部の人々はすべて落され、身分が低くても、政府に反対し教会に反感をしめすことで有名な人々がえられた。このためロンドンの態度にはすぐさまいぢるしい変化が生じた。というのは市参事会はロンドン市政の運営に非常に大きな役割を果していたからであり、国政にさえ大きな役割をもったからである。」Clarendon: *op. cit.*, vol. I, pp. 275~276.

(2) V. Pearl: *op. cit.*, p. 136.

(3) Cf. R. R. Sharpe: *op. cit.*, vol. II, pp. 168, 173, 181.

の負担として検討するという態度から、政治的な駆けひきに利用するという態度へ変っていったのであって、その典型的な例は、1641年5月にみられる。このとき国王は、スコットランドとの休戦協定を履行するためという名目で、12万ポンドの借金をロンドン市へ申入れたのであるが、市民は、ストラフォード伯が処刑されるまではこの要求に応じられないとしてこれを拒否し、——「3万ポンドも4万ポンドもの資産をもつ富裕な市民たちがウェストミンスタにあつまり、ストラフォードの処刑を要求した」⁽¹⁾——、その死刑の直後に約8万ポンドが、そして7月までに95,900ポンドがあつまったとい⁽²⁾う。

1640年5月、短期議会の解散のころから、43年7月までのロンドン市からの政府貸付を、一覧表にしてしめすと、次のとおりである。⁽³⁾

要求期日	要求額	貸付額	募金方法	支払い完了期
40年5月	20万ℓ(のち5万ℓ)	5万ℓ	ギルド分担	40年12月
" 10月	10万ℓ	10万ℓ	個人分担	" 12月
40年末	6万ℓ	44,567ℓ	個人分担	41年4月
41年5月	12万ℓ	95,900ℓ	個人分担	" 7月
" 11月	5万ℓ	49,943ℓ	個人分担	42年6月
42年5月	15万ℓ	91,770ℓ	ギルド分担	" 11月
43年7月	5万ℓ	24,165ℓ	ギルド分担	45年1月

これらの貸付金は、国王がロンドン市長に対して要求し、市が理事会をとおして個人から募集したり、ロンドンのギルドにわりあて、大ていは市の財務部(City Chamber)が払いこみをうけて国庫(Exchequer)へ渡すという形をとっており、個人分担の場合にはますます少数の有力商人に集中する傾向があった。ギルドへわりあてられた場合も、ギルド自体の財政からこれ

(1) *Journal of the House of Commons*, vol. II, p. 132, —cit., R. R. Sharpe: *op. cit.*, vol. II, pp. 138~139.

(2) Cf. W. P. Harper: *Public Borrowing, 1640~1660*, MS. Ph. D. Thesis, London Univ., 1927, p. 39.

(3) *Ibid.*, Ch. II & III. より作成。

を支出することは困難であり、結局はそのギルドの責任において個人から借入れるという形になった場合が多かったようである。ところで問題は、これらの借入金⁽¹⁾が国王と議会とのいずれによって利用されたのか、ということであるが、先の一覧表のうち第4番目の、1641年5月の12万ポンドの要求までは、国王からのものであれ、議会を通じたものであれ、最終的にはいずれも国王の利用する財源となったといえる。したがってこれに応ずるロンドン市の方でも、議会派がこれに難色をしめすという状態であったが、しかしすでのべたように、議会派の人々はこれを政治的な駆けひきに利用するようになり、その貸付金が国王勢力の強化に利用されることを防止しようとした。41年5月の12万ポンドが、ストラフォード伯の処刑への圧力となったのにつづいて、その年の11月の5万ポンドは、アイアランドの叛乱の鎮定のための費用として要求されたものであるが、ロンドン市はこの要求に応ずると同時に、それとひきかえに主教制反対の声が⁽¹⁾つよまったのであり、この態度は41年末の市政変革を経たのちには、もっと強硬になってくる。42年1月、議会はあらためてアイアランド叛乱鎮定費として10万ポンドの借入れをロンドンへ要求したのであるが、ロンドンは、先に5万ポンドを拠出したにもかかわらず、なおアイアランドへ軍隊が派遣されていないこと、実際に軍隊が派遣されるまでは要求に応じられないこと、カソリック教徒の武装解除がおこなわれていないこと、ロンドン塔兵器庫の司令官の交替がおこなわれていないこと、などを理由に、この要求を拒否した⁽²⁾。つまりここでロンドンは、その政治要求の実行が保証されないかぎり、財政要求には応じられないという態度を、明確にしたのであって、そのことは、ロンドンが国王の要求には応じないが、議会の要求には応ずるといふ、政治的態度をあきらかにしたことを意味していた。事実、ロンドンは、この10万ポンドの要求を拒否したすぐあとで、下院が貨幣や貴金属や武器などの供出をよびかけたときには熱狂的

(1) Cf. R. R. Sharpe: *op. cit.*, vol. II, p. 147.

(2) Cf. *Ibid.*, p. 163.

にこれに応じ、「10日間で信じられないほど多量の貴金属が金庫へはこびこまれ、それをうけとる人もなく、おく場所もないほどであった⁽¹⁾」といわれる。ニールによればその総額は1,267,326ポンドに達し、ジェントリたちは最良質の延金を、また貧しい人々も金の指輪や指ぬきや針やピンをはこびこんだ⁽²⁾とされる。この100万ポンドをこえたという数字そのものについては、信頼しえないけれども、しかし、国王の要求を拒否したロンドン市民が、下院の要求には熱狂的に応じたということは、金融面でのロンドンの動向をはっきりとしめしており、国王の立場をますます困難なものとしたといえよう。国王はこの情勢をみぬいており、このときにはロンドン市長を通じて、下院からのよびかけに応ずることを禁止し、要求に応じたものは大逆罪で逮捕し、ロンドン市の特許状も没収する、と脅迫したのであるが、この国王の脅迫はまったく無視されたのである。⁽³⁾これにつづく42年5月の15万ポンド要求は、あきらかに議会支持のためのものであり、その工作の中心になったのはピムであった。そしてこの段階になると、以前とは逆に、募金は国王派によって妨害されるようになってくる。この募金はロンドンのギルドへの割りあてという形でおこなわれ、次のような割合いで抛出された。⁽⁴⁾

支払い完了日

Merchant Taylor	10,000 ̄	(8月22日)
Grocer	9,000 ̄	(7月14日)
Haberdashers	7,700 ̄	(7月7日)

(1) Clarendon: *op. cit.*, vol. II, p. 180.

(2) Neal's *History of the Puritans*, abridged in 2 vols. by E. Parsons, London, 1811, vol. II, p. 13.

(3) Cf. *Ibid.*, vol. II, p. 13, R. R. Sharpe: *op. cit.*, vol. II, p. 168.

(4) W. P. Harper: *op. cit.*, Appendix A, I, pp. 250~251. この割当額の基礎となったのは16世紀はじめ以来おこなわれてきたロンドン市の穀物貯蔵のための抛金の割当て制で、一応、各ギルドの資力に比例するといわれる。Cf. N. S. B. Gras: *The Evolution of the English Corn Market*, Cambridge, Mass., 1926, pp. 82 et seq. 1640年5月の5万ポンドや、43年7月の5万ポンドについても同じ方式がとられた。

Drapers	7,500 l	(6月17日)
Goldsmith	7,000 l	(7月22日)
Mercers	6,500 l	(7月23日)
Fishmongers	6,200 l	(8月4日)
Clothworkers	2,120 l	(11月6日) (割当額は 5,500 l)
Vintners	3,500 l	(9月15日) (割当額は 5,000 l)
Salters	4,800 l	(6月27日)
Skinners	4,200 l	(6月23日)
Ironmongers	3,400 l	(10月6日)
(以上が12の大ギルドといわれるもの)		
Leathersellers	2,800 l	(8月10日)
Dyers	1,400 l	(7月22日)
Girdlers	1,000 l	(7月9日) (割当額は 1,400 l)
Brewers	1,380 l	(7月1日)
Tallowchandlers	1,300 l	(7月5日)
Sadlers	1,200 l	(7月15日)
Cutlers	1,000 l	
Stationers	1,000 l	

以下省略

この募金に応じた個々のギルドの内部事情にまで立ちいって分析することは、いまのわたくしにはできないけれども、たとえばシャープによれば、「食品商 (Grocers) はその割当ての9,000ポンドを自発的応募で異議なくあつめたが、衣服業者 (Merchant Taylor) は、1万ポンドの割当てにすぐ応ずるといいながらも、『ギルドの代表者からなる Common Hall…はこのカンパニへいかなる拠金をもおしつれたり、割当てたりする権限も権威もない』という決議を正式に記録にとどめた。⁽¹⁾」布地職人 (Clothworkers) やブ

(1) R. R. Sharpe: *op. cit.*, vol. II, pp. 167~168. なお43年7月のときも、衣*

ドー酒商 (Vintner) などが割当て額を完納しなかったのも、財政上の理由によるよりは、政治的な理由によるものと推定される。

ところでこの10万ポンド募金が6カ月かかってとにかく目標の90パーセント以上を達成したのに対して、43年7月の5万ポンドの募金の結果は、みじめなものであった。この募金はもはや内戦に突入した段階にあって、議会派がロンドン市防衛のためにといいよびかけたものであり、これに応じないものは犯罪人 (delinquent) として処罰するという強圧的な態度をもったのであるが、1年半かかってやっと目標の半分たらずというありさまであった。その理由は、再三の金融要求に各ギルドとも資金が底をついてきたこともあり、また国王との対立がますます明確化するにつれ、国王派の抵抗もまたつよまったということもあろうが、もう一つにはやはり、議会派内部の分裂とロンドンの保守化傾向が大きな理由となっていたように思われる。1641—42年の「市政の変革」によって、ロンドンの財政的支持をかちとった議会派は、はやくも43年夏には新しい危機に当面することとなるのである。革命の第二段階におけるこの新しい危機は、それではロンドン市政のどのような動きと関連し、政府金融の面ではどのような問題を生みだしていったのであろうか。

この問題に入る前に、1641—42年の「市政の変革」の社会的基盤を、もう一度、検討しておこう。市参事会員については資料が欠けているが、42年の夏にかけて新しく登場してくる市の理事者層 (aldermen) については、パール⁽¹⁾の分析がある。その結論は次のとおりである。1641年以前の理事たちはロンドンの大ギルドの役員や、特権的貿易カンパニの役員、あるいは独占業者や関税請負人であるが、42年以後に新しく選出された理事や、旧理事で民兵

* 服業者は躊躇し、食品商は「前のときと同じような敏速さを見せた」といわれる。Cf. *Ibid.*, p. 194.

(1) Cf. V. Pearl: *op. cit.*, p. 282, 同書の付録Ⅰには1640~41年の理事の、また付録Ⅱには1642~43年に新しく選出された理事と、理事および市参事会員で民兵委員となったものとの、簡単な伝記があるが、これによると古い理事30名のうち *

委員会 (Militia Committee) へ参加した人々——パールのいわゆる新人 (new men) ——には、新しいタイプの人々があらわれている。その一つは商人製造業者であり、たとえばペニントンは醸造業を、クラドックは造船業を、ヴァサルは織物業 (new draperies) を、資本家的に経営していた。第二の新しいタイプは大ギルドの平会員や小ギルドに属する、あるいはいずれのギルドにも属さない中流の商人であって、これはパールのあげている24名の「新人」のうち、15名に達する。さらに注目すべきは、第三のグループ、すなわち密貿易業者 (interlopers) であって、少なくとも4名の密貿易業者を「新人」のリストのなかから見出すことができるであろう。これだけの分析ではもちろん不十分ではあるけれども、しかしここからだけでも、1642年のロンドン市政の変革の背後には、大ギルドの役員対平会員および小ギルドとの対立、特権的貿易カンパニ対密貿易業者の対立、特権商人対商人製造業者の対立が秘められていたことが、推定されるであろう。⁽¹⁾

しかしこれらの「新人」たちが、旧特権商人層との対立をふくんでいたにせよ、しかもかれらはやはり前期的な商人の保守性をひそめていたのであって、革命の完全な支持者ではなかった。いま「新人」のうち、その政治的立場をおおまかに分類しうるもの20名についてみてみると、長老派6名、独立派13名、国王派1名で、一応数的には独立派が多いが、しかしこのうちにはジョン・ファウク (John Fowke) のように、「無宗教無原則で、議会のもとで私腹を肥やそうとしたシニカルな金儲け屋」⁽²⁾ がかなりふくまれているから、積極的な革命派の数は少ないとみななければなるまい。⁽³⁾ 「新人」の1人ト

* 大ギルドの役員24名、特権的貿易カンパニの役員10名 (うち前者と重複するもの7名)、独占業者3名 (いずれも前二者と重複)、関税請負人5名 (いずれも前三者と重複) で、これらにまったく関係のないものは3名にすぎず、この3名のうち1名は1640年に死亡し、他の2名は議会派である。

(1) パールによれば、こういう「新人」のイデオロギーを代表していたのが、ルイス・ロバーツの "The Treasure of Traffik, or a Discourse of forraign Trade" (1641) であるという。Cf. V. Pearl: *op. cit.*, p. 283.

(2) *Ibid.*, p. 282.

(3) 「新人」のうち国王の死刑判決書に署名したいわゆる "regicide" は、オウエ ※

マス・カラム (Thomas Cullum) については、A. シンプソンのくわしい研究があるが、それによると、カラム家はサフォークのヨーマンであり、16世紀前半までは村の鍛冶屋で17世紀はじめにジェントリの仲間入りをし、トマスはロンドンの織物商へ徒弟にだされ、1627年に1人立ちをしてリヴァリに加えられているが、革命中は「安全第一にふるまい、上層部の動きにしたがい、仕事に精をだし、国王と議会在仲直りして商売を繁昌させるように望み⁽¹⁾」、のち織物商組合の会長になったり、東インド会社に参加したり、議会の消費税委員になったりしたが、1650年に引退し、王政復古後、バロネットの位を与えられている。これはロンドンの中流商人の一つの典型ともいえるべき動きであろう。

1642年の「市政の変革」の社会的基礎がこのようなものであったとすれば1643年の議会の新しい財政危機は、やはり政治的なふくみをもつものとみるべきであろう。つまり、かつて国王がその反動政策のゆえにますますロンドン市の支持をえられなくなって財政難におちいっていったのと同じように、議会もまた、アイアランドの叛乱の鎮定というやや曖昧な目標から、43年7月のように、国王と対決するためのロンドン市防衛という明確な革命的目標をかかげた募金にのりだすにおよんで、ロンドンの有力者や大ギルドからの金融には依存しえなくなるのである。この時期にはすでに、「市政の変革」をおしすすめた人々自体が保守化し、内戦に反対する和平派へ転じていたからである。かつては議会派の中核となった「民兵委員会 (Militia Committee)」さえ、早くもこの時期には、もっとラディカルな、「志願兵小委員会 (Sub-committee of Volunteers)」(1643年4月設立) と対立するようになっていた。⁽²⁾ こうして議会は、新しい財政危機に直面し、それをのりきるた

* シンプソン・ロウただ一人である。なおロンドン選出の下院議員4名のうち、独立派は2名、長老派も2名である。

(1) A. Simpson: *The Wealth of the Gentry, 1540~1660*, London & Chicago, 1961, p. 127.

(2) Cf. V. Pearl: *op. cit.*, p. 267.

めに新しい募金方法を考えざるをえなくなるのである。

Ⅲ

議会在新しい募金方法として実行にうつしたものは、査定税 (assessment) と消費税 (excise) であった。この二つの税金については、財政史の立場からするいくつかの研究があるが、⁽¹⁾ 査定税は1642年11月に設置された募金委員会 (Committee for the Advancement of Money) のもとに43年2月、6万ポンドを目標とする週割査定税 (weekly assessment) としてはじめられ、同年8月の第2回の週割をへて、45年2月からは月割査定税 (monthly assessment) へ移行し、以後、革命が終わるまでつづき、その後の地租 (land tax) の先駆となったといわれる。金額は一定せず、月によって35,000ポンドないし12万ポンド程度の目標がさだめられ、各州へ割当てられたが、M. アシュリの推算によれば、プロテクター制期においては、政府収入の約40パーセントをしめる主要財源となったものである。⁽²⁾ 消費税は1643年7月の条令ではじめられ、煙草、ブドー酒、サイダー、ビール、輸入食料品 (乾ブドー、イチジク、カラント、砂糖、胡椒)、絹織物、輸入帽子、輸入レース、輸入皮革、輸入リンネル、輸入糸、輸入鉄線に対して課せられた。⁽³⁾ この条令の対象は主として輸入品であり、そのかぎり、この消費税は、長谷田泰三氏のいうとおりに、「付加的輸入税にほかならぬ」⁽⁴⁾ という性格のものであったが、同年9月の条令で輸入品に対する税率がひき下げられるとともに

(1) おもなものとして、S. Dowell: *A History of taxation and taxes in England*, 4 vols., London, 1884~85, W. Kennedy: *English Taxation, 1640~1779*, London, 1913, F. C. Dietz: *English Public Finance, 1558~1641*, N. Y. & London, 1933 がある。

(2) Cf. M. Ashley: *Financial and commercial policy under the Cromwellian Protectorate*, London, 1934, p. 96.

(3) Cf. *Ibid.*, p. 66, C. H. Firth and R. S. Rait ed., *Acts and Ordinances of the Interregnum, 1642~1660*, London, 1911, vol. I, pp. 208~214.

(4) 長谷田泰三「英国財政史研究」(昭和26年, 勁草書房) 109ページ, Cf. W. Kennedy: *op. cit.*, p. 27, n. 1.

に、新しく、輸入小間物、室内装飾品、塩、石けん、毛織物、紙、ガラスに課税が拡大され⁽¹⁾、さらにその翌年には肉、明ばん、緑ばん、ホップ、糊などにも課税されるようになって、ついにはほとんど全商品が課税対象となった。この財源からの収入は、やはりアシュリの推算によれば、プロテクター制の時期に年16万ないし20万ポンドで、査定税の約三分の一、政府総収入の一割強にすぎない⁽²⁾。

この二つの税金の租税制度としての得失を論ずることは、本稿の課題ではない⁽³⁾。問題はこういう新しい議会の財政政策に対して、ロンドンがどういう反応をしめしたか、という点にある。この二つの税金に対する反対がつよかったことは周知のとおりであるが、しかし査定税に対する反対と消費税に対する反対とを、まったく同じ性格のものとするには問題があるといわなければならない。査定税は、はじめ、自発的に拠金しない非協力者へ課せられたものであって、政治的なふくみ⁽⁴⁾をもち、その反対も、ロンドンの古い理事や上層市民のあいだにつよかった⁽⁵⁾。そういう政治的性格はその後、次第にうすくなっていったけれども、この税金が地主に対する課税であるという性格は一貫していた。もっともこの税金は、土地だけでなく、動産に対してもかけられた一種の所得税であったが⁽⁶⁾、しかし動産の場合には査定をまぬかれ⁽⁷⁾たり、非常に低く評価されることが多く、実質的な負担は土地にかかっていた。

(1) Cf. C. H. Firth and R. S. Rait: *op. cit.*, vol. I, pp. 274~277.

(2) Cf. M. Ashley: *op. cit.*, p. 68.

(3) その点については、とくに W. Kennedy: *op. cit.*, Ch. III & IV を参照されたい。

(4) Cf. W. P. Harper: *op. cit.*, p. 76. ただしアシュリはこの査定税が、「民主的なよそおいをした国王派への強制拠金 (forced loan)」であるというハーバーの見方を、「一面的」だと批判している。M. Ashley: *op. cit.*, p. 72, n. 1.

(5) Cf. V. Pearl: *op. cit.*, p. 254, R. R. Sharpe: *op. cit.*, vol. II, p. 181, S. R. Gardiner: *History of the Great Civil War*, 4 vols., London, 1901, vol. I, pp. 96~97.

(6) 土地と動産の評価基準は一定していなかったが、1649年4月の法令で、地代1ポンドを動産20ポンドと同価値とみなすとさだめた。Cf. W. Kennedy: *op. cit.*, p. 40.

(7) Cf. *Ibid.*, p. 43.

ったし、さらに土地の負担は、土地占有者ではなく、地主に課せられることとなっていた。⁽¹⁾この査定は、議会が任命する委員の手によっておこなわれ、査定の公正さをめぐって争いのおこる場合も少なくなかったといわれるから、査定にあたって政治的な手加減が加えられたと思われる。その徴収率も悪くなく、第一次内戦の終了以後の時期には目標額の90ないし100パーセントに達している。⁽²⁾ロンドンとしては、全国の割当て額のうち、ロンドンのしめる割合が大きすぎるといふ不満が絶えなかったけれども、⁽³⁾査定税に対する反対は、主として国王派および和平派からのものであり、大衆的な不満とはならなかった。

これに反して消費税の場合には、その反対論の根拠は、まさにそれが大衆課税であるという点にあった。もっともすでにのべたように、はじめそれは奢侈的な輸入品のみを課税対象としていたのであるが、やがて課税品目が拡大され、生活必需品にもおよんでくるにつれ、大衆的な反抗が生まれるよう

(1) ただし地代が“easy rent”であるときは、地主と小作人との共同負担とされた。Cf. C. H. Firth and R. S. Rait: *op. cit.*, vol. I, pp. 85~100, M. Ashley: *op. cit.*, p. 73.

(2) Cf. M. Ashley: *op. cit.*, pp. 79~81, W. A. Scroggs: *English Finances under the Long Parliament, Quarterly Journal of Economics*, vol. XXI, 1907, p. 467 はこの税金は査定、徴収が困難で、1643年6月から44年7月の1年間に、160万ポンドの目標に対し、わずか26万ポンド余りしか徴収されなかったとしているが、この時期には議会の支配はロンドンと東部諸州にかぎられており、160万ポンドという全国的な徴税目標自体が架空のものであった。

(3) 1643年2月の査定税は、東部諸州にのみかけられ、目標6万ポンドに対し、ロンドンの割当て額は、26,666ポンド(全体の44パーセント)である。Cf. J. E. T. Rogers: *A History of Agriculture and Prices in England*, Oxford, 1866~1902, vol. V, p. 160. その後徴収区域がひろがるにつれ、ロンドンの割合は低下し、プロテクター制期には全体の15分の1にさだまっていた。Cf. M. Ashley: *op. cit.*, p. 75. 1649年に各州の比率が一定したが、この表は J. E. T. Rogers: *op. cit.*, vol. V, pp. 108~111 にある。それによると総額9万ポンドに対し、ロンドン(サウスワークとウェストミンスタを除く)が6,000ポンド、ケントとサフォークが4,700ポンド、ノーフォーク4,660ポンド、エセックス4,500ポンド等々となっている。ロジャースはこの州別割当て額を州面積と対比しているが、もし各州の人口と対比することができれば、負担の公平さについてある程度の目安がえられるであろう。

になり、1647年2月にはスミスフィールドで暴動がおこり、各地にひろまる形勢をみせた。⁽¹⁾ 議会軍が1647年8月に提出した「提案要綱」でも、生活必需品の免税と、究極的には消費税の全廃とが要求されており、⁽²⁾ また1645年の、リルバーンの執筆といわれる「イングンラドの生得権の正当づけ」のなかでも、消費税は「貧民と中流階級の人々に重い負担をかける新しいやり方」⁽³⁾ として非難されている。消費税に対する大衆的な不満が、国王派や長老派によって利用され、反革命の方向へ煽動されたという面はたしかにあったけれども、しかし査定税とは異なって、消費税は基本的には革命を支持する人々からの反対をひきおこすものであったということを見逃すことはできない。

ところでロンドンとの関係でいえば、この二つの税金に関連してもう一つ問題となるのは、この二つの税金からの収入を基礎とする金融問題である。議会はこれらの税収入をまちきれず、以前と同じように、税収入を担保としてロンドンから借入れをし、急場をのりきろうとした。しかしこのときにはすでに、ギルドや市の上層部からの金融は、不可能ではないにせよ、きわめて困難となっており、新しい方法が必要となっていた。査定税については、議会はロンドン市民へよびかけ、拠金をもとめたが、このやり方は1645年ぐらいいまで、何とか成功したようである。これはいわば一種の公債制度のようなもので、応募者は、20ポンドないし50ポンド程度の小口で、たとえば43年8月の10万ポンドを消化するのには、2,047名が応募したといわれるが、こ

(1) Cf. S. R. Gardiner: *op. cit.*, vol. III, p. 217, M. Ashley: *op. cit.*, pp. 63~64.

(2) Cf. S. R. Gardiner ed., *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution*, London, 1889, p. 324.

(3) [J. Lilburne]: *Englands Birthright Justified*, 1645, p. 45, — W. Haller ed., *Tracts on Liberty in the Puritan Revolution, 1638~1647*, New York, 1933, vol. III, p. 303 なおここでリルバーンが課税方法としては補助金 (subsidies) こそ、「もっとも正しく公平で合理的な方法」であり、「負担を金持ちのつよい肩におわせ……貧者の弱い肩を免じてくれる」といつていることに注目しておきたい。補助金の制度は査定税の先駆であるから、リルバーンの態度は、消費税反対、査定税支持とみることができる。

のやり方は非能率的であり、かつそれほど永続しなかつた。⁽¹⁾むしろ第一次内戦終了後は、査定税委員の徴税をまつという方法にもどつたようで、わずかの例外を除いては、査定税を担保とする前借りはおこなわれなかつたように思われる。

消費税の場合にはまず1643年7月の条令で8人の委員が任命され、⁽²⁾ 税収の40分の1（のち10分の1）を手数料としてうけとることが認められた。しかしこの委員は税収をあてにして前貸しをしていたので、事実上は一種の徴税請負制とみるべきであろう。そして1650年9月20日の条令で、委員の数は6名に減り、その代わり、請負制が公認されるにいたつた。「1654年までに31以上の州と都市が請負人の手中にあり、他方、マーティン・ノエル（Martin Noel）は、塩、ガラス、鉄線、緑ばん、明ばんの全消費税の請負を与えられていた⁽³⁾」といわれる。そしてこの請負制は、消費税に対する不満をかえってはげしくしたが、しかし収入は増加し、関税とともに消費税は、革命政府のもとでも、ほぼ完全に請負人の手に握られることとなるのである。

しかしこういう徴税請負という制度は、絶対王政のもとではじめられたものであり、前期的な「独占」の一種として、長期議会ではげしい攻撃のまとなつたものであつた。チャールズ一世のもとの主要な徴税請負人はジョン・ハリスン（John Harrison）、ポール・ピンダー（Paul Pindar）、ニコラス・クライスプ（Nicholas Crispe）らであつて、それぞれシンジケートをつくり、ときには争い、ときには協力して、国王への金融をはかるとともに自らも巨利をえていたが、長期議会のはじめにピムらのはげしい攻撃を受け、⁽⁴⁾ ぼう大な債権を放棄して失脚したのである。徴税請負という制度は、

(1) Cf. W. P. Harper: *op. cit.*, pp. 77~91.

(2) Cf. M. Ashley: *op. cit.*, p. 63, E. Hughes: *Studies in Administration and Finance, 1558~1825, with special reference to the history of salt tax in England*, Manchester, 1934, pp. 116 et seq., 長谷田泰三, 前掲書131ページ以下。

(3) M. Ashley: *op. cit.*, p. 65.

(4) Cf. R. Ashton: *The Crown and the Money Market, 1603~1640*, Oxford, *

「不法な税を課するもの⁽¹⁾」というピムの論旨からいえば、議会の支配下でこの制度を復活することは、あきらかに矛盾であった。それにもかかわらず、一たん廃止した請負制を復活せざるをえなかったところに、財政難にあえぐ議会派の苦悶があったのであり、そしてまたそこにロンドンの商人や金融業者がつけいる隙があったのである。とはいっても、ハリスンやピンダーらがふたたび登場したわけではない。少なくともそこでは、請負人の顔ぶれは交替しており、新しい商人・金融業者が登場してくる。消費税の請負人としてあらわれてくるのは、その委員に任命された人々のうちのロンドン商人ジョン・タウス (John Towse) (食料品商), トマス・フート (Thomas Foot) (食料品商, 1649~50年のロンドン市長), ジョン・ケンドリック (John Kendrick) (食料品商, 1651~52年のロンドン市長), トマス・カラム (織物商)⁽²⁾らであり、関税請負人として新しく登場したのは、はじめトマス・アンドリュース (Thomas Andrewes) (リンネル業者, 皮革商人, 東インドの密貿易商人), ジョン・ファウク (雑貨商, 東インド, レヴァントの密貿易商人), のちに (1645年2月から) サミュエル・アヴェリ, (Samuel Avery)⁽³⁾, クリストファ・パック (Christopher Packe) らであった。この顔

* 1960, pp. 79 et seq. アシュトンによれば、1640年の請負人の債権は25万ポンド (ただしその一部は事実上無効となっていた割符) におよんだという。Ibid., p. 111. なお Cf. M. Ashley: *op. cit.*, pp. 49~50, R. Ashton: *Revenue Farming under the Early Stuarts, Eco. H. R., 2 nd. ser., vol, VIII, no. 3, 1956*, W. P. Harper: *The Significance of the Farmers of the Customs in Public Finance in the middle of the seventeenth century, Economica., no. 25, 1929.*

(1) Cf. M. Ashley: *op. cit.*, p. 50.

(2) Cf. W. P. Harper: *Public Borrowing*, p. 147. なおここで、食料品商の出身者が多いことは、すでにのべたように食料品商組合が政府金融に協力的であったことと、何らかの関係があるようにも思われるが、いまそれをたしかめることはできない。

(3) Cf. M. Ashley: *op. cit.*, p. 51, 略歴については Cf. V. Pearl: *op. cit.*, Appendix I & II. アヴェリとパックはこの付録にはふくまれていないが、パックの伝記は D. N. B. にある。それによるとパックは織物商組合および冒険商人組合のメンバーで、ロンドン市の役職についたのは1647年以後であり、54年には市長になっている。

ぶれの交替からも推定されるように、徴税請負という形で、議会派の金融を担当するようになったのは、1643年の市政の変革によって抬頭した商人金融業者たちであり、そしてこのことは、かれらが議会の反国王闘争を推進する力となったと同時に、それに一定の限界を与えるものとなったであろうことを、示唆している。

なおこの時期に議会が金融面で利用したもう一つの対象は、特権的貿易カンパニであった。これは表向きは貸付けという形をとったけれども、多くはこの時期にはげしい攻撃にさらされてその特権を脅かされていたカンパニに対し、特権を確認することの代償として半強制的に貸付けが要求されたのであって、一応8パーセント程度の利子がつけられていたものの、実際には元利とも焦げついてしまったものが多かったようである。これらの金融についてはまとまった研究がなく、正確な時期、金額、貸付けの条件、返済の有無などについては、不明の点が少なくないが、たとえば冒険商人組合は1643年10月、その特権を確認する条令の制定とひきかえに3万ポンドの貸付けに応じて⁽¹⁾、1642年から49年までのあいだに、少なくとも6万ポンドを議会へ融通していたといわれる。⁽²⁾レヴァント会社も1644年3月の特権確認とひきかえに8,000ポンドの貸付けをおこなっており、⁽³⁾その他の貿易カンパニについては、いまのところ不明であるが、東インド会社などは、プロテクター制期にいたるまで、金融に応じなかったようである。

IV

すでにのべたように、1642年の「市政の変革」によって登場したロンドン

(1) この条令は C. Firth & R. S. Rait: *op. cit.*, vol. I, pp. 311~312, 金融については M. James: *Social Problems and Policy during the Puritan Revolution*, London, 1930, p. 150.

(2) Cf. M. Ashley: *op. cit.*, p. 121.

(3) Cf. *Ibid.*, p. 117. レヴァント会社では国王派のヘンリ・ガーウェー (Henry Garway) が組合長 (Governor) の地位を占めつづけていたが、議会からの圧力で、44年2月ついに辞任し、ペニントンがこれに代わった。44年3月の特権確認と金融は、この人事に関係あるものと思われる。Cf. V. Pearl: *op. cit.*, p. 267.

の「新人」議会派が、革命の積極的な推進者ではなく、議会派内の和平派、政治的長老派であったとするなら、革命の進展とともに、ロンドン内部でも新しい対立が生まれてくることは、当然に予想されることである。この対立はすでに、43年の段階で民兵委員会と志願兵小委員会の対立としてあらわれたということは、すでにのべたとおりであるが、やがてそれはロンドン市政自体に対する批判とその民主化の要求となってあらわれてくる。たとえばリルバーンは、1645年10月の「イングランドの生得権の正当づけ」のなかで、市長と理事会が市参事会に対し拒否権をもち、優越した地位にあることを攻撃し、「ロンドン市民は自由な人民であり、みずからの同意によるのでなければ拘束したり決定したりすることはできない⁽¹⁾」と主張し、46年10月の「鎖のなかのロンドンの自由」や同年12月の「ロンドンの特許状」のなかでも、同じ主張をくりかえして、人民主権論の原型をロンドン市政への批判のなかから、つくりあげていった。同じころJ.ベラミーもまたいくつかのパンフレットをだし、その一つで、「もし専制政府が国家にとって有害であるのなら、市政においてそれをゆるすことは、たしかに同じくらい危険である⁽²⁾」とのべている。1642年8月に市長に就任したペニントン⁽³⁾は、若干の制度的改革や人事の刷新をおこなったけれども、それは主として国王派の市政からの排除というさしせまった必要にかぎられており、市政制度そのものの基本に手を加えるものではなかった。そのかぎり、市政を握る上層部の政治的動向が、ロンドン市全体の動きを支配するという傾向は、上層部の交替後もつづいており、そこからたんなる人事の異動ではなく、制度的な変革をつよく望む声がロンドン市民の下層部からおこってきたのである。この動きは、長老派と独立派の対立が明確化し、ロンドンが長老派の牙城となるにおよんで、軍とロ

(1) J. Lilburne: *Englands Birthright Justified*, p. 23, — W. Haller ed., *Tracts on Liberty*, vol. III, p. 281.

(2) J. Bellamie: *Lysimachus Enervatus*, July, 1645, — cit., M. James: *op. cit.*, p. 226.

(3) Cf. V. Pearl: *op. cit.*, pp. 246~249.

ンドンの対立に結びつき、1648～49年の独立派の勝利によってロンドン市政の民主化が強行されるという結果を生むこととなる。いまその過程を簡単にふりかえってみよう。

1643年6月に設置されたウェストミンスター宗教会議のなかで、長老派と独立派の対立が表面化したことは周知のとおりであるが、ロンドンは下層大衆のもり上りを抑えるという政治的な理由から長老制を支持し、全国にさきがけて、1645年8月、長老制の施行にふみきった。46年1月、スコットランド側の委員であったロバート・ベイリ (Robert Baillie) は、次のようにのべた。「われわれの最後のよりどころは神であり、それについてはシティである。ありがたいことに市長、理事、市参事会および大多数の有力者は、分派・異端の増加と秩序の乱れを嘆くようになった。かれらは昨日、そのために公の断食日をもち、宣誓と署名をもって厳粛にその契約を確認し、今日は教会統治の確立と、寛容なくすべての分派を抑圧することを要求するつよい請願を提出した。」⁽²⁾ 42年に市長に就任した独立派のペントンはすでにしりぞいており、その後は、長老派のジョン・ウーラストン (John Woollaston) が市長となり、つづいて独立派のトマス・アトキンス (Thomas Atkins) が44年から45年にかけて市長の地位についたが、46年には国王派に近いジョン・ゲイヤー (John Gayre) が市長になるというように、ロンドンの保守化傾向は、スコットランドおよび議会の長老派の支援のもとに、次第につよまりつつあった。そしてこの対立は、1647年春に公然化する。独立派はロンドンの保守化傾向に反発しつつも、やはり財政的にこれに大きく依存せざるを

(1) 45年3月の長老制樹立法は、その第14条で、破門権を教会でなく議会においたため、長老派の反撃にあって流産したが、このときロンドン市からも第14条反対の請願がでていた。しかしロンドンが要求していたのは、議会に対する教会の優越そのものではなく、教会の長老職をみずから手で握ることによって、議会の独立派とこれを支持する下層市民を抑えることであった。Cf. S. R. Gardiner: *op. cit.*, vol. III, pp. 78～79.

(2) Cit., C. H. Firth: *op. cit.*, p. 30.

えないという弱点をもっていたが、⁽¹⁾ロンドンはこれを逆用し、軍の解散をつよく要求するようになった。1647年4月、議会は軍解散のための経費として、20万ポンドの金融をロンドン市へ申入れたが、市参事会は、主教所領と没収地を担保とすることを条件にこれに応ずる一方、市の民兵委員会のメンバーのいれかえをおこない、31名の委員を全部長老派でかため、その支配下の民兵隊を長老派一色にぬりつぶしはじめた。⁽²⁾軍はこの情勢を重視し、6月、フェアファックスの名でロンドン市へ手紙をおくり、民兵委員会の改組とその指揮下の民兵隊の強化を、新しい内戦を準備するものとして非難し、その中止を要求したが、ロンドン市はこの干渉を、「この市の自由や特権に干渉し、われわれの民兵に圧力をかけるもの」⁽³⁾として拒否し、徒弟や退役兵を煽動して議会へデモをかけさせた。このため、上下院議長と独立派の議員は軍へ逃れたが、この事件をきっかけとして軍も実力行使にふみきり、8月6日逆に軍がロンドン市に入り、11名の長老派議員を追放するとともに、市長のゲイヤー、シェリフのトマス・カラム、および3名の理事を、軍に対する反抗の責任者として逮捕投獄し、市長には、東インド貿易業者であり、1640年の「根こそぎ請願 (Root and Branch Petition)」の支持者であり、「断乎とした独立派」であったジョン・ウォーナー (John Warner) を就任せしめ、脅迫的な手段によって5万ポンドの資金を融通せしめた。⁽⁴⁾この軍の実力行使に対して、ロンドンの不満は第二次内戦を生み出すこととなったが、⁽⁵⁾しかしそれによっても軍の勢力をくつがえしえないと分ったとき、ロンドンは

(1) たとえば45年6月にはオックスフォード攻撃のため2万ポンド、同年末にはロンドン防衛のため32,000ポンド、46年9月にはスコットランド軍への支払いのため20万ポンドを、ロンドン市へ要求している。Cf. W. P. Harper: *op. cit.*, pp. 154~155, R. R. Sharpe: *op. cit.*, vol. II, p. 238.

(2) Cf. R. R. Sharpe: *op. cit.*, vol. II, pp. 240~241.

(3) *Ibid.*, vol. III, p. 446. このときの軍とロンドンとの往復書簡9通は、シャープのこの書物の付録として、第3巻434ページ以下に収められている。

(4) Cf. *Ibid.*, vol. II, pp. 265~267.

(5) ファースは、「ロンドンと長老派とのこの結びつきが第二次内戦を生みだした」とのべている。C. H. Firth: *op. cit.*, p. 31.

不満をもちながらも革命勢力の支配に屈せざるをえなかったのである。

ロンドン市内部ではいぜんとして反軍反独立派の傾向がつよく、市長ジョン・ウォーナーは不評で、48年4月はじめのデモに攻撃されるというありさまであり、この年の秋には、ふたたび、「国王派という噂の高かった」⁽¹⁾エブラハム・レイナードスン (Abraham Reynardson) が市長に就任し、市参事会もなお、国王の復位を要求しつづけていたが、軍は実力をもってこれを抑え、48年12月には織布工組合のホールから27,400ポンドを差押え、⁽²⁾国王処刑、共和制確立という軍の政治路線へ、強引にロンドン市をひきずっていった。そのためにまず、48年12月18日および20日の条令で、国王派、および国王との和平交渉に参加したものがロンドン市の市参事会員その他の役職につくことを禁止し、⁽³⁾——ロンドン市政における Pride's Purge——、国王裁判委員に5人の、また新しくつくられた国務会議に2人の、ロンドン市の理事をいれ、⁽⁴⁾49年3月には市参事会の第2回のページをおこない、さらに4月には、市長および4名の理事を、共和制宣言を拒否したという理由で追放し、⁽⁵⁾独立派のトマス・アンドリュースを新しく市長に就任せしめた。しかしこういいう一連の市政干渉の中心をなしたものは、1649年2月の市政改革であったといえよう。この市政改革の中心問題は、市長・理事会と市参事会との権限

(1) V. Pearl: *op. cit.*, p. 305. レイナードスンは衣服業組合 (Merchant Taylor) の役員で、東インド会社、レヴァント会社の役員でもあった。

(2) Cf. R. R. Sharpe: *op. cit.*, vol. II, p. 295.

(3) Cf. *Ibid.*, p. 297, C. H. Firth & R. S. Rait ed., *op. cit.*, vol. I, pp. 1252~1253.

(4) 国王裁判委員になったのは、I. ペニントン、T. アンドリュース、T. アトキンス、R. ウィルソン、J. ファウクの5名で、そのほかに、のちに理事となったR. ティッチボーンと、市参事会員のO. ロウが入っている。Cf. R. R. Sharpe: *op. cit.*, vol. II, pp. 301~302. このうち死刑判決文に署名したのはティッチボーンとロウの二人だけで、5名の理事はいずれも署名せず、5名のうち、アトキンス、ウィルソン、ファウクの3名は、裁判の会合に一回も出席していない。Cf. W. C. Abbott: *Writings and Speeches of Oliver Cromwell*, Cambridge, Mass., 1937, vol. I, pp. 728~729. 国務会議に加わったのはペニントンとウィルソンの2名である。Cf. R. R. Sharpe: *op. cit.*, vol. II, p. 303.

(5) *Ibid.*, vol. II, pp. 306~311.

関係であって、これはすでに革命当初から問題となっていたところであり、リルバーンらが1645～46年ごろにとりあげたのもこの問題であったことは、すでにのべたとおりであるが、48年10月レイナードスンの市長就任にともない、市参事会との対立が公然化するにつれ、ふたたび表面化した。パージ後の市参事会が国王の処刑を要求する請願を採択しようとした49年1月13日の会議で、レイナードソンはこの議事を妨害し、ついにこれを解散せしめようとしたが、市長退場後も参事会はその会議の有効性を主張して議事をつづけ、議会もまたこの市参事会のやり方を支持し、2月28日、「ロンドン市参事会の議事妨害を排除する条令」⁽¹⁾を制定した。この条令のおもな内容は、(1) 市参事会員10名以上から請求があったときは市長は参事会を開催しなければならず、市長がこれを拒否しても、40名以上の参事会員が出席すれば、会は成立したものとみなされるべきこと、(2) 市長や理事会は参事会に対して拒否権をもたないこと、(3) 市長や理事が退場しても参事会の議事は有効であり、その休会または解散は参事会の多数決にのみよること、(4) 市の条令、記録、登記簿はすべて、市民に公開されるべきこと、であった。⁽²⁾ここにはあきらかに国王と議会の権限の争いからの反映がみられ、したがって、ガードナーがいうように、レイナードソンと市参事会との対立をこの市政改革の原因とみるのは誤りであって、それが直接のきっかけではあったにせよ、問題の本質はもっとふかいところにあったといわなければならない。なおほぼこれと同じころに、市長選挙の選挙権資格をめぐる論争が展開されており、1651年11月4日、ロンドン市参事会は、選挙権をリヴァリに限定せず、全市民に与えるべきであるという決定をしたが、この決定は実行にはうつさ

(1) 以上の経過については、Cf. *Ibid.*, vol. II, p. 304, M. James: *op. cit.*, pp. 237～238, S. R. Gardiner: *History of the Commonwealth and Protectorate*, London, 1903, vol. I, pp. 37～38. 1月13日の議事をするした議事録は、R. R. Sharpe: *op. cit.*, vol. II, p. 450, M. James: *op. cit.*, p. 397. に付録としておさめられている。

(2) Cf. M. James: *op. cit.*, pp. 397～398.

れなかったようである。⁽¹⁾

この時期のロンドンの政治情勢はかなり複雑であって、ファースは、チャールズ死刑以後の10年間、「ロンドン⁽²⁾は新政府にかたく結びついていた」と書いているけれども、ロンドンが独立派一色にぬりつぶされたわけではもちろんない。市の役職者のなかには、ペニントンやアトキンス、フート（1649～50年の市長）、アンドリュース（1650～51年の市長）、ケンドリック（1651～52年の市長）、ティッチボーン（Tichborne）らを中心とする明確な独立派が存在し、これが共和制期からプロテクター制期の市政を握っていたが、これとならんで、おそらくは実質的にはもっと有力な長老派のグループ——その右翼は国王派へつながる——が存在していた。かれらは共和制政府やクロムウェル政権へ表だつた反抗はしめさないけれども、市政の表面にたつことを拒否するというような形で消極的な抵抗をしめし、革命の後退と終結を要求する。⁽³⁾ だからロンドンが革命政権に「かたく結びついた」としても、それはロンドンの革命化をしめしているのではなく、逆に革命政府の保守化をしめすとみるべきであろう。その点では、平等派の弾圧に成功した独立派の勝利を祝って、1649年6月、ロンドン市主催の祝賀会がひらかれ、クロムウェルとフェアファックスに黄金がおくられたという事実は、⁽⁴⁾ きわめて象徴的である。

もっと下層の一般市民層のなかには、あきらかに異なる二つの動きがあっ

(1) Cf. *Ibid.*, pp. 229~232.

(2) C. H. Firth: *op. cit.*, p. 32. ファースはつづけて、プロテクター制期からロンドンの独立派のなかにも分裂が生じ、「1654年からはロンドンには、国王派、長老派、共和派、クロムウェル派という四つの党派があった」といっている。

(3) たとえばケンドリックにつづいて、1652年9月に市長に選出されたサイモン・エドマンズ (Simon Edmonds) は、罰金600ポンドを支払って就任を辞退した。シェリフや理事その他の役職を拒否するものも多く、これらの人々の払う罰金で市の財政がうるおったと、シャープはのべている。Cf. R. R. Sharpe: *op. cit.*, vol. II, pp. 336~338.

(4) Cf. D. W. Petegorsky: *Left-wing Democracy in the English Civil War*, London, 1940, p. 160. ただしペティゴースキーがここで、クロムウェルがシティの商人の支持をとり戻した、とのべていることには、問題が残るといわなければならないであろう。

た。一つは革命に反対し、国王の復位を要求する動きであり、これは1648年4月の暴動をはじめ、何回かの請願やデモとなってあらわれた。もう一つは軍、とくに兵士、を支持し、革命の完遂を要求する動きで、これは平等派と結びついて、もっともラディカルなものとなり、49年春の平等派弾圧に反対し、リルバーンの釈放を歓呼をもって迎え、49年暮にはリルバーンを市参事会員に当選せしめたほどの大きさをもっていた。長老派を支持したロンドンの徒弟たちと、リルバーンの釈放を要求し、軍のアジテーターと「おどろくべき感情結合性⁽¹⁾」をしめしたロンドンの徒弟とが、実際に同じ人々であったのかどうかも問題であるが、少なくともここには、革命に対する大衆的な不満が渦まいていたといえるであろう。いぜんとして財政難にあえぐ革命政府が金融的に依存しなければならなかったのは、こういう内部情勢をかかえたロンドン市であったのである。

共和制期およびプロテクター制期のロンドンの動きと対政府金融については、機会をあらためて論ずることとしたい。

付記

1. 本稿の作成にあたって、未公開の学位論文の利用を許可して下さった W. P. ハーパー氏およびロンドン大学に対し、心から御礼申上げる。
2. 本稿は昭和38年度文部省科学研究費による総合研究「イギリス革命の研究」の、わたくしが分担したものの一部である。

(1) *Ibid.*, p. 99.

(2) この時期のロンドンの徒弟層の動きにかんするまとまった研究はまだない。とりあえず、拙稿「イギリス革命と商業資本」(「社会経済史学」19巻4・5合併号、昭和28年12月) 39~40ページ、および R. R. Sharpe: *op. cit.*, vol. II, pp. 251~254, 271, vol. III, pp. 446~449 を参照されたい。